

募集公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による提案書を募集するので公告する。

令和8年7月6日

西予市長 管 家 一 夫

1 業務概要

- (1) 業 務 名：西予市木質ペレット製造施設跡地の売却
- (2) 業務区域：西予市
- (3) 業務内容：別紙「西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に記載のとおり
- (4) 履行期限：令和9年3月31日
- (5) 選 定：本業務は、公募型プロポーザル方式とし、書類審査方式により、最も優れた提案として特定された者と契約を締結する。

2 参加資格要件

別紙「実施要領」に記載のとおり

3 参加表明提出期間及び受付時間

- (1) 応募期間：令和8年7月27日(月)～令和8年8月4日(火)
- (2) 受付時間：午前8時30分～午後5時00分
(受付は土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

4 提出先

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市産業部 林業課

5 応募者の失格について

- (1) 本件で定めた応募資格のないものが行った応募、提出した資料並び

に提案書等に虚偽がある応募、及び公募に関する条件に違反した応募は、失格とする。

- (2) 応募参加資格があることが確認された者のした応募であっても、当該者が契約予定事業者として決定される時点において参加資格を失っている場合は、当該応募は失格とする。

6 プロポーザル評価基準
別紙「実施要領」に記載のとおり

7 その他応募に必要な事項
別紙「実施要領」に記載のとおり

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年9月30日をもって廃止となる西予市木質ペレット製造施設の施設等（以下「施設等」という。）の利活用について民間事業者（以下「事業者」という。）の自由な発想による創意工夫を生かした提案を幅広く募り、施設等の活用を希望する事業者からの提案を総合的に評価して事業者を選定し、施設等を現状有姿のまま売払いにより処分することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

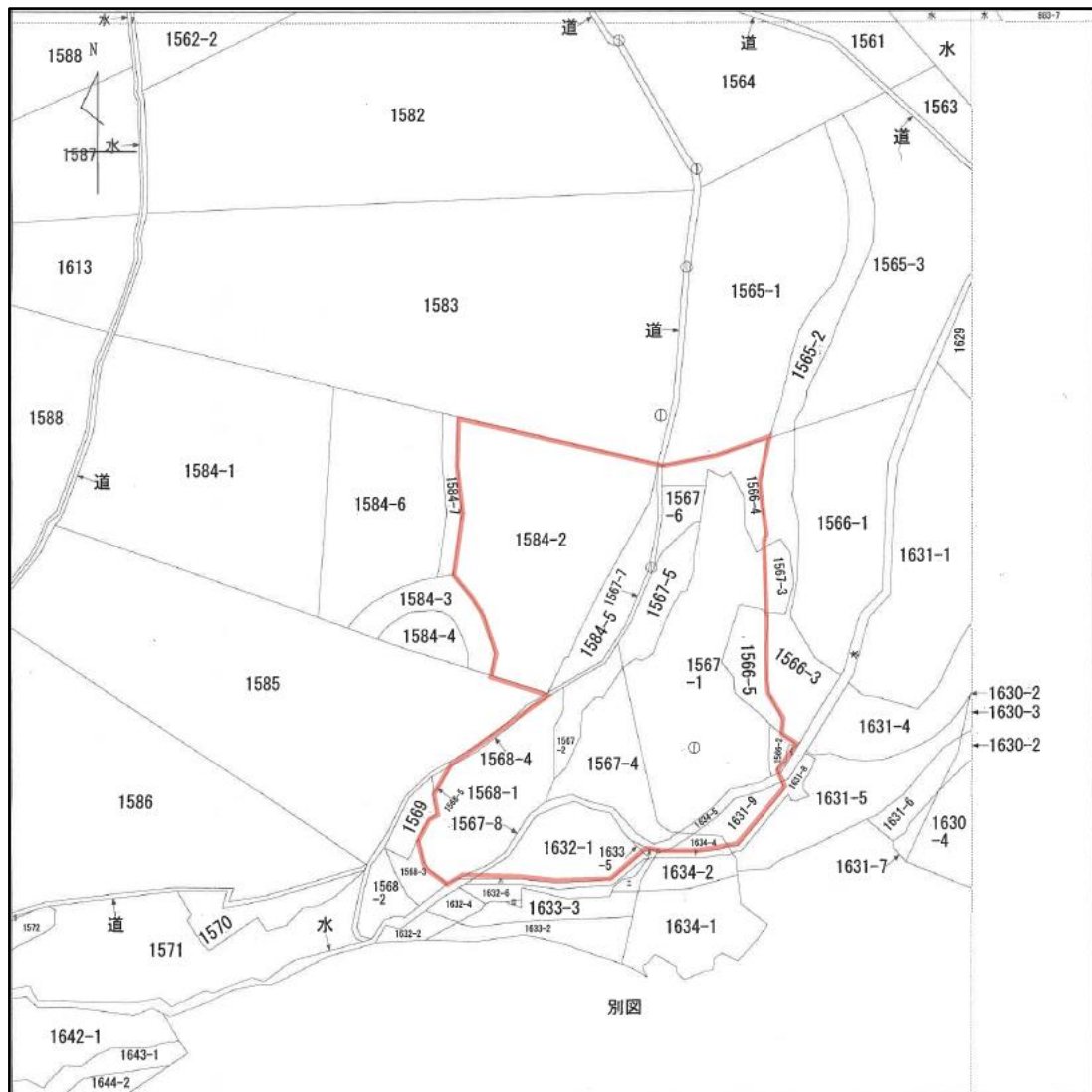
- （1）市は、公募型プロポーザルにより施設等の利活用について事業者から提案内容を募集し、応募のあった事業者の中から優先交渉権者を決定する。
- （2）市は、施設等の利活用について、優先交渉権者と基本協定を締結する。
- （3）基本協定締結後、市は、優先交渉権者と事業実施のための詳細協議を行い、売買契約を締結する。

3 売却対象物件

（1）【土地】

所在地番	地目	登記面積（㎡）
西予市城川町下相1566-2	宅地	40.97
西予市城川町下相1566-4	宅地	217.25
西予市城川町下相1566-5	宅地	210.93
西予市城川町下相1566-6	宅地	9.02
西予市城川町下相1567-1	宅地	1,547.59
西予市城川町下相1567-2	宅地	155.61
西予市城川町下相1567-4	宅地	483.46
西予市城川町下相1567-5	宅地	243.74
西予市城川町下相1567-6	宅地	110.63
西予市城川町下相1567-7	宅地	63.28
西予市城川町下相1567-8	宅地	100.37
西予市城川町下相1568-1	原野	759.00
西予市城川町下相1568-4	山林	27.00
西予市城川町下相1584-2	山林	1,901.00
西予市城川町下相1584-5	山林	320.00

西予市城川町下相1631-9	山林	118.00
西予市城川町下相1632-1	原野	415.00
西予市城川町下相1633-5	原野	4.66
西予市城川町下相1634-4	原野	36.00
西予市城川町下相1634-5	宅地	57.19
		6,820.70



【参考】法務局の公図

※本図はあくまで参考として掲載しているものであり、形状や縮尺の正確性を保証するものではありません。

(2) 建物

所在地番	構造	床面積
西予市城川町下相1567-1	施設（鉄骨造）	563.00㎡
西予市城川町下相1567-1	倉庫（鉄骨造）	16.00㎡

(3) その他

所在地番	品物	
西予市城川町下相1567-1	施設内機械一式	-
西予市城川町下相1567-1	トラックスケール	-
西予市城川町下相1567-1	フォークリフト	-

4 最低売却価格

金24,417,684円

5 売却条件等

- (1) 地質調査、土壌汚染調査及び地下埋設物調査は実施していない。売買契約後、事業整備において汚染や地下埋設物が発見された場合の地盤調査、土壌改良等は買受者の責任と負担において実施するものとし、本市はそれらの責任、費用の負担には応じない。
- (2) 対象物件は、一体での売却を行うこととし、分割並びに部分的な売払いは行わない。
- (3) 現状で引き渡すものとし、現地の除草・伐採、工作物の撤去及びその費用負担等については、事業者が行うものとする。
- (4) 現状有姿での引渡しとし、引渡し時点で土地上に存する建築物、柵などの構築物、残置物及び地下埋設物についても売却条件に含むものとし、買受者へこれを譲渡するものとする。
- (5) 対象物件内（地中を含む。）においてゴミ・ガラ・砕石等を始め、通常では予見できない地下埋設物が発覚された場合であっても、撤去及びその費用負担等について、市は、責任を負わないものとする。
- (6) 募集開始時点における登記簿数量での売却とする。また、登記簿数量が実測数量と相違しても売買金額の清算は行わない。
- (7) 本市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (8) 売払いに伴う所有権移転登記に要する費用は、事業者が負担する。
- (9) 買受者は、売買契約（本契約）を締結した日から10年間は、事業計画を変更又は事業を廃止することはできない。やむを得ず変更又は廃止する場合

は、あらかじめ書面により本市の承諾を得なければならない。

- (10) 本市は、契約の履行に関し必要と認めるときは、実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、それに対し契約者は協力しなければならない。
- (11) 売買契約書で規定する制約条件等に違反した場合には、別に定める金額を違約金として徴収するものとする。
- (12) 登記に必要な一切の費用は、買受者の負担によるものとする。
- (13) 契約上の債務不履行により、売買契約を解除した場合、契約保証金は本市に帰属するものとする。
- (14) 対象物件への重機、資材、廃棄物などの運搬、搬入・搬出等に当たっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による影響を及ぼさないように十分に配慮すること。
- (15) 提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても提案計画の目的と照らし合わせて適宜参考とすること。その他、上下水道等の供給処理施設の状況、開発行為・建築物の建築等に関する規則などの計画策定に必要な事項及び現況の状況等については、提案者の負担において関係機関に確認すること。
- (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他これらに類する営業のように供しないこと。
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これらに類するもの（これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは対象物件を第三者に貸すことを含む。）に供しないこと。

6 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、対象物件の購入、提案する施設等の建築及び運営・維持管理等の業務を行うために必要な企画力及び資本力等の経営能力を備えた単独の法人又は複数の法人により構成される共同企業体で、次に掲げる要件の全てに該当するものと

する。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 日本国の法律に基づき設立され、国内に本店（又は主たる事務所）を有する法人であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている者ではないこと。
- (3) 当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告日から優先交渉権者決定日までにおいて、西予市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年西予市告示第583号）に基づく入札参加資格停止を受けている者ではないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (8) 法人及びその法人の代表者が、国税、愛媛県の法人事業税及び市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (9) 共同企業体に係る留意点
 - ①共同企業体とは西予市木質ペレット製造施設跡地売却事業共同体協定書に基づき、本事業をその構成員が共同で行うものである。
 - ②共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本事業を適正に履行すること。
 - ③共同企業体が契約相手方となった場合における土地・建物の所有関係（共有持分比率、または土地・建物ごとの所有区分等）については、共同企業体協定書に明記すること。なお、本市に対する契約上の責任は、構成員全員が連帯して負うものとする。
 - ④申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続きに係る委任状を構成員ごとに提出すること。）

- ⑤同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑥単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

(10) 応募に際しての注意事項

- ①対象物件(土地上に存する建築物、柵などの構築物、残置物及び地下埋設物を含む。以下同じ。)は現状有姿での引渡しとする。事業計画の検討に当たっては、この実施要領等及び配布する設計概要図面等を十分に確認するとともに、現地及び関係法令等を調査確認し、関係機関への問い合わせなどを行った上で提案すること。
- ②本市は、応募申込をもって、応募者はこの実施要領及び契約関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③現地説明会に参加していない場合でもプロポーザルに参加はできるが、対象物件の状態及び現地説明会で説明した内容等は全て了知しているものとみなす。
- ④応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ⑤提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的は使用しない。ただし、応募者名やその提案概要等については、本市ホームページ等で公表する場合がある。
- ⑥応募者は、事業計画の内容と本市との協議事項、交渉内容について、守秘義務を遵守することとし、本市の事前承諾なく、これらの内容を公表してはならない。
- ⑦提出書類の作成には、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用すること。
- ⑧天災等の不可抗力による場合、又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認められた場合は、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの延期若しくは中止をすることがある。この場合において、応募者は、プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

7 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

公募開始（公告）	7月6日（月）
現地説明会の受付開始	7月6日（月）～
質問書の受付期間	7月6日（月）～7月17日（金）
現地説明会の開催	7月15日（水）
質問の回答	7月22日（水）
参加表明書・資格審査書類の提出期間	7月27日（月）～8月4日（火）
参加資格審査結果の通知	8月7日（金）
企画提案書の提出期間	8月11日（火）～8月17日（月）
辞退届の提出期限	8月17日（月）
プロポーザル審査（プレゼン・ヒアリング）	8月24日（月）
審査結果の通知（優先交渉権者の決定）	8月28日（金）頃
基本協定の締結	9月1日（火）頃
売買契約（本契約）の締結	9月4日（金）頃
売買代金の支払い	9月24日（木）頃
所有権移転、物件の引渡し	10月1日（木）

（２）実施要領等の配布

① 配布期間

令和８年７月６日（月）から８月17日（月）まで
（市の休日を除く午前９時から午後５時まで）

②配布場所

西予市役所庁舎 ３階 産業部林業課

なお、本市ホームページからもダウンロードできます。

※配布資料には、参考資料として「建屋の設計概要図面」および「プラント機器の設計概要図面」が含まれます。

③留意事項

本市が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁ずる。

（３）プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式１】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

①受付期間

令和８年７月６日（月）から令和８年７月17日（金）まで

(午前9時から午後5時まで)

②提出方法

原則として電子メールにより「12 提出先及び問合せ先」へ送付すること。

③回答方法

令和8年7月22日(水)までに西予市ホームページにて公表する。

(4) 現地説明会

①日時 令和8年7月15日(水) 午後2時から

②集合場所 現地(西予市城川町下相1567-1)

③受付期間 令和8年7月6日(月)から7月14日(火)

④参加方法 現地説明会参加申込書(様式11)を担当部署まで持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出とする。口頭又は電話での申込は受け付けない。

⑤留意事項

ア現地説明会への参加は、プロポーザルの応募要件ではない。

イ参加人数は、1事業者又は1共同事業者当たり5人以内。

ウ現地説明会当日は、この実施要領を持参すること。

エ雨天の場合でも実施する。

オ会場での質問は受け付けない。

(5) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、期間内に提出書類を9部(正本1部、副本8部)作成し、提出するものとする。

①提出期間

令和8年7月27日(月)から令和8年8月4日(火)

(午後5時まで・必着)

②参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間(土・日・祝日を除く。)

(6) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対して、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

①交付日 令和8年8月7日（金）

②交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(7) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、期間内に提出書類を作成し、提出するものとする。

①提出期間

令和8年8月11日（火）から令和8年8月17日（月）
（午後5時まで・必着）

②企画提案書類

別紙2「企画提案提出書類について」参照

③提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

担当窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

④申請受理票

企画提案書類の受理後は、申請受理票を交付する。

⑤辞退届の提出

令和8年8月17日（月）まで

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①実施日

令和8年8月24日（月）

※詳細な開催日時については、参加資格確認結果通知の送付時に併せて書面で通知する。

②所要時間

- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応答 15分 合計 35分

③説明者

本事業を担当する管理者とし、会場への入室は説明者を含む3名以内とする。なお、Web会議システムを使用すること（会場外の者に視聴されることを含む）はできない。

④説明内容

提出した企画提案書類をもとに行うこととし、新たに提案を加えること及び別の資料を追加することはできない。

⑤パワーポイントの使用

パワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥順番及び遅刻

プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦トラブル対応

プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良等が生じた場合のプレゼンテーションの中断、やり直しは委員長が判断する。

⑧非公開

他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

8 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあつたては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザル審査委員会」において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、

最低基準点を超えた者の内から最も点数の高い提案をした者を最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

- (4) 最低基準点は60点×委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (6) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

9 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本実施要領「4 最低売却価格」未満の金額で買受希望価格が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

10 契約の締結

- (1) 優先交渉権について
 - ①プレゼンテーション及びヒアリングにおいて最優秀提案者に選定された者を本事業の契約に係る優先交渉権が与えられた者とする。
 - ②最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。
- (2) 基本協定の締結
 - ①優先交渉権者は、選定通知を受けた後、速やかに本市と対象物件の事業実施計画等に関して協議を行い、基本協定を締結するものとする。
 - ②優先交渉権者から事業計画に関する提案書の変更提案は原則として認められない。
 - ③協議が合意に達し、事業実施内容を本市が承認した場合、優先交渉権者は合意事項に基づいた「西予市木質ペレット製造施設跡地の事業実

施計画」を作成し、本市に提出するものとする。

(3) 売買契約（本契約）の締結および代金支払い

①優先交渉権者と本市は、基本協定に基づき、令和8年9月4日（金）頃に売買契約（本契約）を締結する。

②買受者は、売買契約の締結までに、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を本市が発行する納入通知書により納付するものとする。ただし、売買契約締結と同時に売買代金の全額を即納する場合には、西予市契約規則第35条の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

③売買代金は、本契約成立日から30日以内（令和8年9月25日（金）頃）に完納するものとする。契約保証金を納付している場合はこれを売買代金の一部に充当し、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納入するものとする。

(4) 所有権の移転・物件引渡し・登記

①所有権の移転、物件の引き渡し日

令和8年10月1日（木）

11 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や庁内報告に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、提出された企画提案書等を除き原則公開するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、西予市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

(5) 1事業者当たりの企画提案は、1件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式10】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

12 提出先及び問合せ先

西予市 産業部 林業課 (担当：清家・織田)

住 所：〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話番号：0894-62-6493

メールアドレス：ringyouka@city.seiyo.ehime.jp

(要領 7 (5) ②)

別紙 1 参加表明提出書類について

次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさは A 4 判縦置きを基本とする。余白は、左 25mm 以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は上 25mm 以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。

(2) 次の書類一式をクリップ留めとし、特段の定めがある場合を除き正本を 9 (正本 1 部、副本 8 部) 部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」: 必ず提出、「△」: 必要な方のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書及び誓約書【様式 2】 ※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 3】 ※任意様式で組織図を添付すること ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること	○
3	役員名簿【様式 4】 ※共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること	○
4	全部事項証明書 (または登記簿謄本) ※ 3 か月以内に発行された原本であること ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
5	印鑑証明書 ※提出日から 3 ヶ月以内に発行された原本 (正本用) であること ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
6	定款 ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
7	会社案内 (パンフレット等) ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
8	国税の納税証明書 (写し可) ※提出日から 3 ヶ月以内に発行されたものであること ※「様式その 3 の 3」(未納の税額がないことの証明) 等 ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
9	愛媛県の法人事業税 (個人事業税) の納税証明書 (写し可) ※愛媛県に納税義務がある者のみ提出すること (3 ヶ月以内発行)。 ※滞納がないことの証明書 (完納証明書は不可) ※共同企業体の場合は、該当する構成企業ごとに提出	△
10	西予市の各税に関する証明書 (写し可。直近 2 年分) ※西予市に納税義務がある者のみ提出すること (3 ヶ月以内発行)	△

	①西予市税完納証明書（法人） ②西予市の法人市民税納税証明書 ③代表者の西予市民税完納証明書（すべての市税が対象）	
11	納税状況等確認に関する承諾書【様式5】 ※法人または代表者について、西予市に納税義務がない場合のみ提出すること ※共同企業体の場合は、該当する構成企業ごとに提出	△
12	直近の財務諸表（決算書） ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 ※原則として直近3期分（または直近1期分及び令和8年3月31日以前の直近2期分） ※共同企業体の場合は、構成企業ごとに提出すること	○
13	共同企業体協定書【様式6】 ※共同企業体（グループ）として申請する場合のみ提出すること（正本1部） ※構成員相互で遵守する事項を記載すること	△
14	委任状【様式7】 ※共同企業体として申請する場合のみ提出すること ※正本1部	△

(要領 7 (7) ②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

①企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 判縦置きを基本とする。余白は、左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は上25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。

②企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

①原本（企画提案提出書類一式）：1 部（片面印刷A4フラットファイル綴）

②副本（企画提案提出書類一式）：8 部（片面印刷A4フラットファイル綴）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

①企画提案書類提出書【様式 8】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

②企画提案書類【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 「評価項目及び配点について」に掲げる評価基準を踏まえ、以下のことについて具体的に提案すること。

提出書類	内容	様式
提案趣旨書	1 提案趣旨（総括） （1）事業計画概要 （事業の実現性・継続性） （2）全体のコンセプト 2 審査項目ごとのアピールポイント （1）地域活性化 （2）波及効果 （3）地域への貢献 （4）周辺の生活環境への配慮	任意様式
施設計画書	1 敷地利用・建物利用計画 2 その他、アピールしたい事項の説明書類等	
事業計画書	1 事業スキーム説明書 （1）事業執行体制（本事業を担当する組織体制） （2）土地・建物の権利関係、施設管理者等 2 土地引渡しから施設開業までの事業スケジュール	

	3 資金計画・収支計画書 (1) 施設整備・初期投資の資金調達計画 (2) 開業後の収支計画（シミュレーション） 4 売却物件の取得に必要な資金を確保できることを確認できる資料（金融機関の融資証明書、預金残高証明書等のいずれか1つ。） 5 事業実績 6 その他、アピールしたい事項の説明書類	
買受希望 価格書	最低売却価格未満の金額を記載したものは無効とし、その提出者は失格とする。	様式 9

イ A 3判用紙を使用する場合、横置きを基本とすること。余白は、左
25mm 以上とし、その余白は任意とする。また、片面を2項として扱う。

ウ 頁の下部余白に番号を付すこと。

(4) 上記(3)で示した書類をフラットファイルに縦置きで順につづり、書類
ごとに合紙を挿入して書類名等のインデックスを貼付すること。

(5) フラットファイルの表紙上段に本業務名称を、下段に商号（共同企業体
として提案する場合は名称）を表記すること。

(要領 8 (3) 関係)

別紙 3 評価項目及び配点

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の視点・基準点	配点
事業計画	1 事業目的と基本方針	○事業計画の取組への基本方針が具体的か	10
	2 計画の実現性・継続性	○事業スケジュールが適正か ○長期的視野に立った事業提案か ○資金計画及び事業収支が適正であり、安定的な事業運営が見込まれるか ○応募者の財務状況は健全か	15
	3 地域活性化	○地域活性化や地域の魅力向上が期待できる内容か	15
	4 波及効果	○地元雇用の姿勢はあるか ○雇用による経済効果が高いか ○投下固定資産による税収効果が高いか	15
	5 事業実績	○応募者の実績や経験は、提案事業に活かせるか	10
	6 地域連携と周辺への配慮	○市民や近隣事業所との連携・協調の姿勢があるか ○周辺の生活環境や交通への配慮について、具体的かつ実現性の高い提案がなされているか ○周辺地域の環境や風紀を阻害しない施設計画となっているか	10
	7 施設計画	○施設の活用方法は適切か	5
買取希望価格		提案価格点＝提案価格÷最高価格×20 ※提案価格に上限は設けない	20
合 計			100

※委員 1 人あたり

【様式1】

質 問 書

令和8年 月 日

西予市長 宛て

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザル実施要領に関して、次のとおり質問書を提出します。

商号又は名称	
担当者氏名	
連絡先（電話）	
電子メール	

項番	該当箇所（頁・項目等）	質問内容
1		
2		
3		

※注意事項：

1. 質問は1項目ごとに明確に記載してください。用紙が不足する場合は、本様式をコピーして使用してください。
2. 提出は、実施要領に定められた期間内に電子メールにて送付してください。

【様式2】

参加表明書及び誓約書

令和8年 月 日

西予市長 宛て

所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルについて、当該プロポーザルに参加を希望するため、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、実施要領に定める参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに提出書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。後日、資格要件を満たさない事実や虚偽が判明した場合には、参加資格の取消等、貴市の処分について一切の異議を申し立てません。

担当者部課名・氏名	
連絡先（電話番号）	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

【添付書類】（共同企業体の場合は構成企業ごとに用意すること）

- ☐ 様式3 会社概要表 ☐ 様式4 役員名簿 ☐ 全部事項証明書（原本） ☐ 印鑑証明書（原本）
☐ 定款の写し ☐ 会社案内等パンフレット ☐ 国税の納税証明書 ☐ 愛媛県税の納税証明書
☐ 西予市税の納税証明書（又は様式5 納税状況等確認に関する承諾書） ☐ 直近の財務諸表（決算書）
☐ 様式6 共同企業体協定書 及び 様式7 委任状（共同企業体として申請する場合のみ）

【様式 3】

会社概要表

令和8年 月 日

商号又は名称（フリガナ）：

本店所在地：〒

代表者職氏名：

設立年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	資本金	円
従業員数	人	担当部署	
ホームページ URL	http(s)://		
主たる事業内容			
西予市との取引・ 関わりの有無	☐ 有 （内容： ） ☐ 無		

※注意事項：

1. 別途、社内組織図（任意様式）を添付してください（パンフレット等を含む場合は省略可）。
2. 共同企業体（グループ）による応募の場合は、構成員全員がそれぞれ本シートを作成・提出してください。

【様式 4】

役員名簿

令和8年 月 日

法人名称：

※常勤・非常勤を含む全ての役員（監査役等含む）を記入してください。取得した個人情報は本審査目的以外には使用しません。

[illegible]

【様式5】

納税状況等確認に関する承諾書

令和8年 月 日

西予市長 宛て

所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルの参加資格審査にあたり、当法人及びその代表者が、西予市において賦課されるすべての市税及びその他の各種納付金等（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料等を含む）の滞納がないことについて、西予市担当部署（林業課）が関係部局へ照会・確認すること、並びに関係部局がその納税状況等の情報を開示・提供することに同意し、これを承諾します。

確認対象代表者（個人）の情報	
氏名（フリガナ）	
現住所	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※留意事項：

本承諾書は、法人または代表者について「西予市に納税義務がない（課税実績がない）場合」に提出を必要とします。西予市内に課税・納税の実績がある事業者については、原則として西予市が発行する納税関係証明書の現物を提出してください。

【様式6】

共同企業体協定書

令和8年 月 日

(目的)

第1条 本協定は、西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザル（以下「本事業」という。）に応募し、一体となって事業を適正かつ円滑に履行するための共同企業体（以下「本共同体」という。）を構成員相互で結成することを目的とする。

(名称)

第2条 本共同体の名称は、_____とする。

(構成員の名称及び住所)

第3条 本共同体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員（住所）_____

（名称）_____

構成員（住所）_____

（名称）_____

(代表構成員の権限)

第4条 代表構成員は、本事業の応募手続き、本市との折衝、覚書・契約の締結、保証金の納付並びに物件の引渡しに関する一切の権限を有し、本共同体を代表するものとする。

(責任の分担及び連帯責任)

第5条 各構成員は、本事業の遂行並びに売買契約に伴う債務の履行に関し、相互に連帯して責任を負うものとする。本共同体が解散した後においても同様とする。

本協定の締結を証明するため、協定書正本_____部を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自1部を保有し、1部を西予市へ提出するものとする。

令和8年 月 日

代表構成員 住所：

商号又は名称：

代表者職氏名：_____（実印）

構成員 住所：

商号又は名称：

代表者職氏名：_____（実印）

【様式7】

委 任 状

令和8年 月 日

(受任者・共同企業体代表者)

本店所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

私は、上記の者を代理人と定め、西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルに関する下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 参加表明書及び関係書類一式の提出に関する件
2. 企画提案書類一式の提出に関する件
3. プレゼンテーション及びヒアリングへの出席・説明に関する件
4. 質問書の提出及び回答の受領に関する件
5. その他、本プロポーザルの応募手続きに関する一切の件

(委任者・共同企業体構成員)

所在地： _____

商号又は名称： _____

代表者職氏名： _____ (実印)

【様式 8】

企画提案書類提出書

令和 8 年 月 日

西予市長 宛て

所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルについて、令和 8 年 8 月 ____ 日付で参加資格の確認通知を受領しましたので、別紙 2 「企画提案書類について」に基づき、下記のとおり企画提案書類一式を提出します。

記

No.	提出書類名称	部数
1	企画提案書類提出書【様式 8】	正本 1 部
2	提案趣旨書（任意様式）	正 1 部・副 8 部
3	施設計画書（任意様式）	正 1 部・副 8 部
4	事業計画書（任意様式）	正 1 部・副 8 部
5	買受希望価格書【様式 9】（封緘）	正本 1 部

（※正本 1 部・副本 8 部をそれぞれ指定のフラットファイルに綴じて提出すること）

【様式 9】

買受希望価格書

令和 8 年 月 日

西予市長 宛て

所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルにあたり、対象物件の
買い受けについて、実施要領及び関係条件をすべて承諾の上、次のとおり価格を提案しま
す。

物件名称	西予市木質ペレット製造施設跡地及び施設等一式
買 受 希 望 価 格 (提案金額)	¥

【価格記入及び提出上の重要注意事項】

1. 金額の先頭には「¥」マークを、3 桁ごとに「, (カンマ)」を明確に記入してください。
2. 本実施要領で定める「最低売却価格」未満の金額が記載されている場合は、無効となり失格となります。
3. 本書は、二重の封筒等を用い、厳重に封緘（封じ目に実印で割印）をした上で、他の企画提案書類と併せ
て提出してください。開封後の訂正や差し替えは一切認められません。

【様式 10】

プロポーザル参加辞退届

令和 8 年 月 日

西予市長 宛て

所在地：		【実印】
商号又は名称：		
代表者職氏名：		

西予市木質ペレット製造施設跡地の売却に伴う公募型プロポーザルについて、参加表明書を提出いたしましたが、下記の理由により、本プロポーザルへの参加を辞退いたします。

記

辞退の理由 (具体的に記入)	
-------------------	--

※実施要領「11(6)」に基づき、参加表明書を提出した後であっても本辞退届を提出することでいつでも辞退を申し出ることができます。なお、この辞退によって今後の西予市との契約等に関して不利益な扱いを受けることはありません。

【様式 11】

現地説明会参加申込書

令和 8 年 月 日

西予市長 宛て

令和 8 年 7 月 15 日に開催される「西予市木質ペレット製造施設跡地」の現地説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

商号又は名称		
所在地	〒	
連絡先	TEL :	E-mail :

No.	参加者氏名	所属部署・役職
1		
2		
3		
4		
5		

※注意事項：

1. 現地説明会への参加人数は、実務上の都合により 1 事業者（又は 1 共同企業体）あたり 5 人以内とさせていただきます。
2. 受付期間内に、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで担当部署（林業課）へ提出してください。
3. 当日は、配布された実施要領を各自ご持参ください。会場での質問受付は行いません。